

児童虐待等の課題を理解するために



児童虐待問題とは

- 今日、子どもたちが児童虐待や犯罪の犠牲となる事件が後をたちません。子どもや子育て家庭をとりまく環境は大きく変化しており、子どもたちがのびのびと健やかに育っていくためにも、見守りや安全の確保が必要と言えます。
- 児童虐待等の問題の現状について正しく理解し、虐待の予防、早期発見・早期対応の重要性や子育ての社会的支援の必要性について考えましょう。

児童虐待とは

- 児童虐待には次の4つのタイプがあります。これらが重なって現れることが多数あります。

■ 虐待の種類（虐待の定義）

身体的虐待

殴る、蹴る、赤ちゃんを激しく揺さぶる、たばこの火を押しつけるなど、生命・健康に危険のある行為。

ネグレクト （保護の怠慢・拒否）

病気やけがをしても適切な処置を施さない、乳幼児を家においたまま度々外出する、極端に不潔な環境で生活させるなど、健康や安全を損なう行為。家に閉じ込める、自動車内に放置する、食事を与えない、ひどく不潔にするなどの育児放棄。

性的虐待

子どもへの性交や性的行為の強要、性器や性交を見せるなどの行為。

心理的虐待

子どもの心を傷つけることを繰り返し言う、無視する、他のきょうだいと著しく差別的な扱いをするなど、心理的に傷つける行為。

※なお、保護者以外の同居人による児童に対する身体的虐待、性的虐待及び心理的虐待を保護者が放置するなどの保護者としての監護を著しく怠る行為も、いわゆるネグレクトとして児童虐待になります。

しつけと虐待の違い

- 周囲が虐待を疑っても、親が「しつけでやっているのだ」と主張すると、それ以上口をさしはさみにくくなります。また、虐待している親がその行為を「虐待ではなく正当なしつけである」と思い込んでいる場合も少なくありません。
- しかし、たとえ愛情に根ざしたしつけのつもりであっても、子どもに著しい害を及ぼすものであれば、それは虐待です。大人は、子どもに対して絶対的に優位な立場にあります。だからこそ、虐待は子ども側の立場で理解し、子どもに対する影響を最優先して判断すべきといえます。
- 虐待されている子どもたちは何らかのサインを発しています。

子どもたちが発するサイン

- ・ おどおどしていたり、表情が乏しい
- ・ 着衣などが常によごれている（遊びによるものでなく）
- ・ 不自然なケガのあとがある
- ・ 親（家族）を避けようとしている など

DV（ドメスティックバイオレンス=家庭内暴力）は児童虐待です。

◆ 父親（夫）の暴力が母親（妻）だけにとどまらず、子どもへ及ぶケースがあります※。また、子どもが大きくなると、暴力をふるう父親に立ち向かい、ときには傷害事件や殺人事件に発展することもあります。日常的に家の中で怒号や罵声、殴る音、物が壊れている音が響き、子どもは父親が母親に対して暴力をふるう姿を目撃してしまいます。子どもたちが受けるストレスは相当なものだと考えられます。

◆ 「児童の目前で配偶者に対する暴力が行なわれること等、直接児童に対して向けられた行為でなくとも、児童に著しい心理的外傷を与えるのであれば児童虐待である」こと、つまり、DV（家庭内暴力）が児童への心理的虐待であることが、「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」第2条に明記されています。

※妻から夫への暴力もあります。

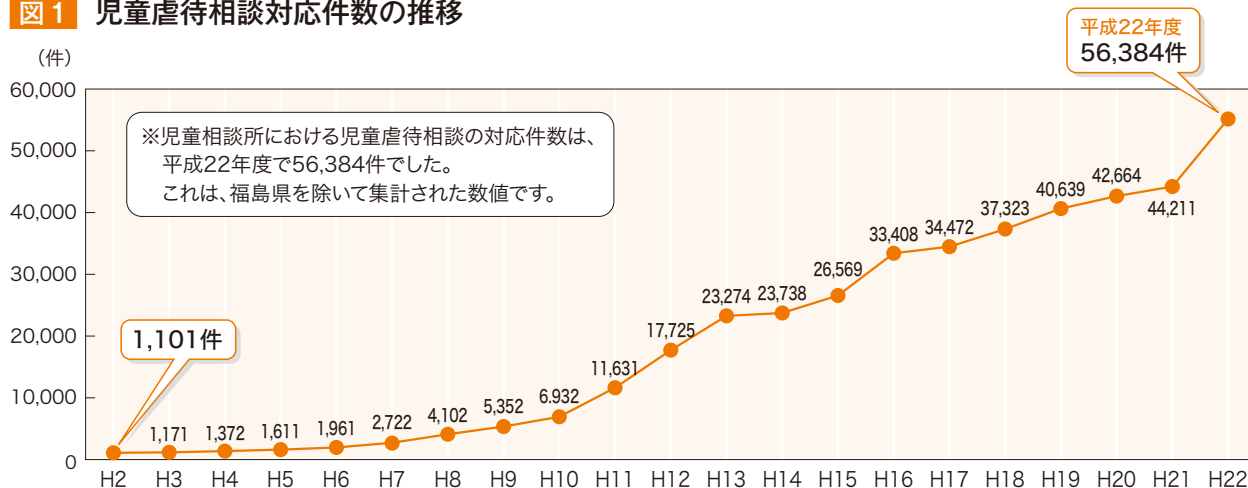
児童虐待の状況とその背景

児童虐待の現状（虐待件数の増加）

- 厚生労働省の調査によると、「児童相談所における虐待に関する相談対応件数」は、調査を開始した平成2年以降増加し続けています（図1参照）。平成22年度は過去最高で5万6千件を超えました。
- 件数増加の理由は、児童虐待に対する社会的関心が高まって関係機関からの通報が増えたことや、住民等に認識が広がって虐待通告が増加したことが要因の一つと考えられます。

- 虐待による死亡事件も高い水準で推移しており、深刻な状況が続いています。平成21年度は47件（心中を除く）、そのうち0歳児が4割強を占めています。
- また、市町村における虐待相談対応件数も、平成22年度には約6万8千件近くにのぼっています。

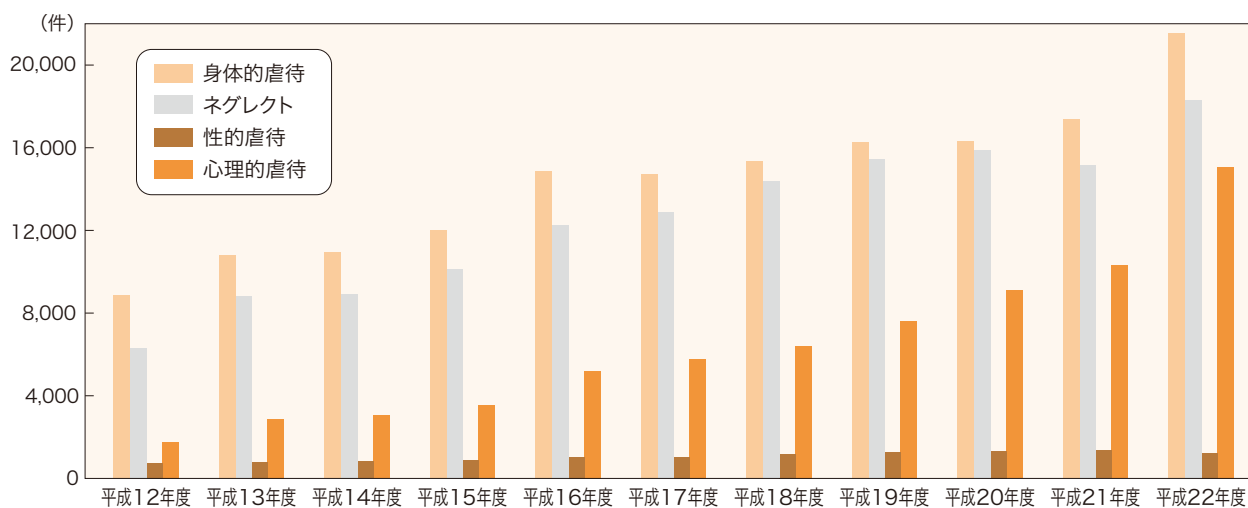
図1 児童虐待相談対応件数の推移



資料：厚生労働省「平成22年度福祉行政報告例」

- その虐待相談を内容別にみると、身体的虐待とネグレクトが多く、心理的虐待が増加していることがわかります（図2参照）。平成22年度（56,384件）の内訳では、身体的虐待38.2%、ネグレクト32.5%、心理的虐待26.7%、性的虐待2.5%となっています。

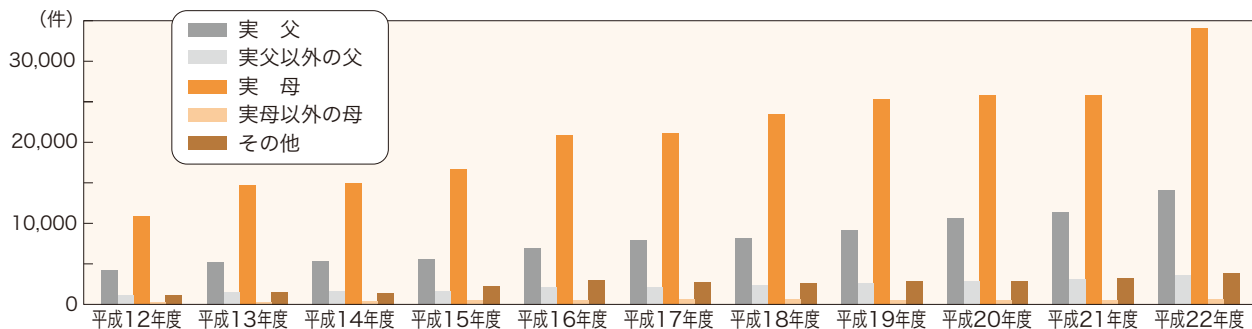
図2 児童虐待の内容別相談対応件数の推移



資料：厚生労働省「平成22年度福祉行政報告例」

- 「主たる虐待者」の内訳をみると、実母が依然として半数を超え、次いで実父となっています（図3参照）。平成22年度の内訳では、実母60.4%、実父25.7%、実父以外の父6.4%、実母以外の母1.1%となっています。なお、「その他」には祖父母等が含まれています。

図3 主たる虐待者の推移



資料：厚生労働省「平成22年度福祉行政報告例」

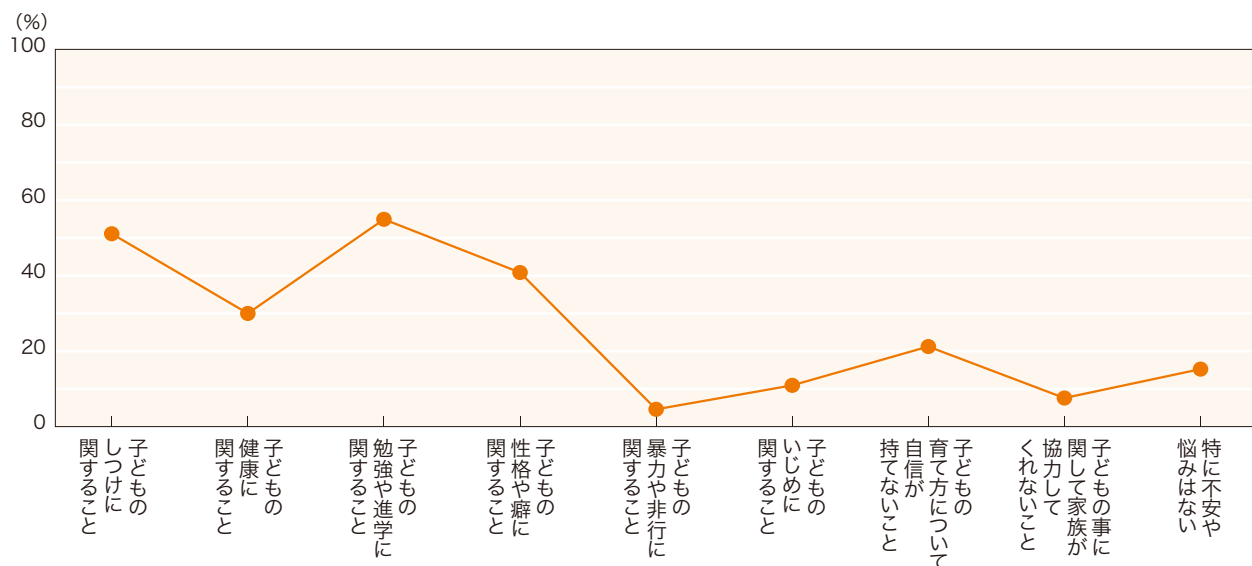
- 虐待を受けた子どもの年齢構成をみると、小学生までの割合が多くなっています。平成22年度の内訳は、0～3歳未満が19.6%、3歳～学齢前児童24.2%、小学生36.5%で、小学生以下の子どもの合計は80.3%となります（図は省略）。

子育ての不安や悩み ～社会的支援が必要

- 子どもや子育て家庭をとりまく環境は日々変化し、女性が出産後も働き続けるという考え方が浸透してきました。しかし、女性が仕事をしながら出産、子育てをすることは難しいというのが現状です。
- また、厚生労働省の調査（図4）によれば、「子育てについての不安や悩み」について、「不安や悩みはない」という回答は約16%に留まり、子どもの「しつけ」を半数以上が、「性格や癖」を半数近くが挙げており、「育て方に自信が持てない」「家族が協力してくれない」がそれぞれ約2割と1割となっています。

（この『全国家庭児童調査』は、18歳未満の児童のいる世帯を対象に5年周期で実施されている抽出調査です。）

図4 子育てについての不安や悩みの種類（複数回答）

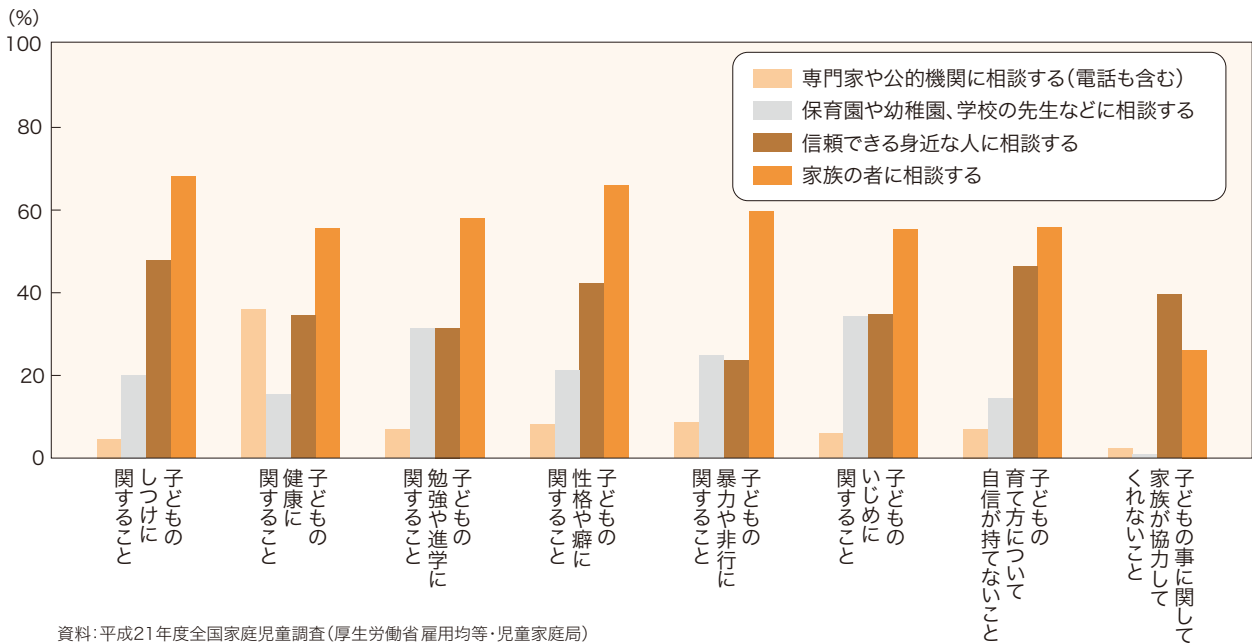


資料：平成21年度全国家庭児童調査（厚生労働省雇用均等・児童家庭局）

子育ての孤立化も深刻な課題

- 地域とのつながりが希薄化し、核家族化が進行した現代では、親は子育てについて相談する相手が少なく、親子ともに社会から孤立化しているといえます。
- 前出の調査の「不安や悩みの相談相手」(図5参照)では、「しつけ」等の不安や悩みについて「家族に相談する」が全体的に多い一方で、「家族が協力してくれない」という悩みでは「身近な人に相談」が約4割あるものの、「相談相手はいない(16.5%・図は省略)」が多くなっています。
- また、他の悩みに比べて「身近な人に相談する」割合が高いのは「しつけ」、「育て方に自信が持てない」、「性格や癖」などでした。こうした調査結果からも、子育ての孤立化を防ぐために身近に相談相手が必要であることがわかります。

図5 子育てについての不安や悩みの種類別の相談相手(複数回答)



現代の親子と子育て事情を理解する

思いこみや先入観にとらわれることなく、現在の子育て事情を理解しましょう。

- ◆ 現代社会では、家族の実態が外からは見えにくいいため、児童虐待も発見されにくく、虐待がひどくなるまで近くにいる人も気がつかない場合もあります。「あの裕福そうな家庭に虐待があるわけがない」「あのやさしそうなお母さんが虐待をするはずがない」と見える親が、育児の悩みを誰にも相談できずに悩んでいる場合もあります。
- ◆ 思いこみ(先入観)によって、早期に発見することが難しくなります。現代では、どのような家庭において

も虐待が起こる可能性があります。そのため、先入観にとらわれず、親と子、それぞれの話に耳を傾けることが、虐待等の課題を抱える親子の早期発見と、虐待の予防には必要です。

- ◆ 増加する虐待の背景には、子どもを育てる環境が十分に整っていないことがあります。子育てサロンなどの支援や一時保育サービス等の利用についてよくわからないなど、社会的資源が活用されないという状況もあり、子育て支援につなぐ必要があります。

子どもの権利を守る

計り知れない子どもへの影響

- 子どもが育つうえで、親との相互の「愛着」の形成、親からの愛情が重要です。
- 虐待は、身体的なケガや病気ばかりでなく、後遺症として、知的発達障がい、情緒障がいや行動上の問題など、長期にわたる影響を及ぼします。
- また、虐待を行なう親の一部には、自らも虐待を受けた経験がある場合もあり、こうした次世代への連鎖を断つためにも、早い段階に発見し、適切なケアにつなげていくことが重要です。

■ 被虐待児への影響

身体的影響

- 頭蓋内出血、火傷、頻回な骨折、栄養障害、妊娠、性的感染症など、時として死に至ったり、重篤な障がいを残す場合があります。

知的発達への影響

- 身体的虐待の後遺症として知的発達への影響が現れたりするほか、ネグレクトのため必要な刺激が与えられなかったり、愛情を得られないため子どもが自ら殻にとじこもる結果、知的発達が妨げられる場合もあります。

情緒や行動面への影響

- 虐待による心理的外傷（トラウマ）の結果、情緒障がいや行動上の問題が出たりする場合があります。例えば、集中力や落ち着きのなさ、反抗的態度、暴力的行動、強迫的行動、激しい感情の起伏、自傷、過度の恐怖、対人関係の障害、自殺企図、非行などがあります。
- 親から人格を否定されるような言動を絶えずあびせられることにより「自分は存在価値のない人間だ」と思ってしまうたり、必要以上に自分を責めたりする場合もあります。
- 大人になっても犯罪を重ねたり、アルコール依存症、薬物中毒、うつ病などの精神的な障がいを残す場合もあります。

児童委員・主任児童委員のための子ども虐待対応の手引き（改訂版）より

親権は「子どもの利益のために」

- 平成24年4月1日から「民法等の一部を改正する法律」が施行されます。児童虐待の防止と児童の権利擁護の観点から、親権の行使について「子の利益のために」と明記され、親権を停止する制度が新設されます。

※親権とは、親が子どもを育てる権利と義務の総称です。みだりに他人から子育てについて干渉されないという意味で「権利」ですが、子どもをちゃんと育てる責任があるという意味で「義務」でもあります。親権は、大きく分けると、子どもの身の回りの世話、教育、しつけなどの「身上監護権」と、子どもの財産の管理、契約などの代理をする「財産管理権」の2つがあります。